

B 多様性に富んだ創造的な国民生活の実現

1. ニーズの多様化に対応した国民生活の充実

価値観の多様化・個性化が進み、また所得と自由時間が増大していく中で、人間関係、消費、居住等生活の様々な面において国民はますます多様な生き方を求めるようになってきている。

消費生活においては簡便化志向と高級化志向が同時に進むといった多様化が進展し、人間関係においては、地域的あるいは趣味上の結びつきといった新たなつながりを求めるようになってきている。また、住み方においても、都市的利便性の享受と自然とのふれあいの双方を複合的に満たすことへの関心が高まりを見せ、更には海外での居住体験も急速に広がりつつある。

したがって、国民の行動と選択の自由度を高め、こうした多様な生活行動・様式の実現を促進していくことが重要であり、このための基礎条件の整備が求められている。

なお、美や快適性などについての国民の間の緩やかな合意が、今後豊かな生活空間の形成を図っていく上で一層重要な役割を果たすことから、こうした合意形成へ向けての努力が求められている。

① 快適な住生活の実現

(1) 施策の基本方向

高齢化、国際化、情報化、価値観の成熟化等の経済社会の新しい潮流が進展する中で、より豊かな住生活を求めて多様な居住形態が発生すると考えられる。

このような国民の各ライフステージにおける住生活の向上を支援するためには、今後の住宅対策において、住宅取得能力の向上等住宅の質的改善の施策の充実はもとより、多様化、高度化する住生活ニーズに対応した、良好な住宅供給等に向けての各種条件整備を的確に実施する必要がある。

一方、所得水準の向上、自由時間の増加等に伴って、より高次の豊かさが求められるようになり、国民の価値観、意識の変化等ともあいまって、多様な精神的、文化的豊かさの要求が増大している。こうした中で、国民のニーズも、住宅そのものの質の向上に加え、居住環境や都市景観に対する欲求水準も向上するなど、ゆとりとうるおいが一層求められるようになってきている。

また、人間らしい良好な生活空間について、総合的な維持保全を図るためには、各種公害等への配慮が併せて必要である。

(2) 多様化、高度化する住生活ニーズへの対応

国民が一層豊かな住生活を営むことができるようにするためには、高齢化、国際化等経済社会の変化に対応して多様化、高度化する住生活ニーズに応える必要がある。このため、以下の施策の推進を図ることが必要である。

- ① 個人の選好やライフステージに応じた様々な需要に応えられるような条件整備の推進、住ニーズの高度化に対応して耐久性、快適性等の向上を目指した高規格な住宅の供給、住民が主体的に共同して居住環境、コミュニティを形成する家づくり、街づくり等の手段の充実。
- ② 高齢者の安全性、快適性を考慮したケア付住宅、歩行者専用道、公園等生活関連社会資本の整備、若年層との生活の調和を図ることが可能な三世帯住宅等の整備、地域レベルでの高齢者対応コミュニティの形成を容易にするための公的住宅等での隣居、近居の推進等、福祉政策と住宅政策との的確な連携。
- ③ 外国人居住者にも安全かつ快適な生活を可能にするような教育施設、標識等の条件整備の推進。
- ④ 都会と地方のふれあいを求めて複合的に居住するマルチハビテーション、小中学校における自然体験学習、生涯学習の村の建設等に関する条件整備の推進。

(3) 良好な都市景観の形成

豊かな住生活の実現のためには、個々の住宅の質的向上と併せて地域の特性に応じた良好な居住環境の確保が必要である。

この場合、群としての住宅と道路、公園等の公共施設とによって形成される街並みは文化性の高い雰囲気、快適性等の外部効果を有することから生活関連道路、下水道、都市公園等国民生活の安定と向上につながる施設の整備に重点を置くとともに各種住環境整備事業等を積極的に推進する必要がある。これらの施設等の整備に際してのみならず、住宅の整備にあたっては、街づくりの一環としてとらえることにより良好な水準の街並みの形成及び計画的維持管理による美観の創出、周辺環境との調和等にも十分配慮することが重要である。

特に日本は欧米と比較すると、街並みの美しさに相当の差があると考えられ、景観

を形成する個々の要素の着実な改善とこれらの調和が必要である。

さらにこれらの住環境の質の改善が持続的かつ広範に実施されるためには、地域住民の意識の向上が必要であり、地域独自の良好な住環境の創造及び維持管理に関するコミュニティ意識の形成、都市景観に対する意識の向上等が重要である。

以上の観点を踏まえ、具体的には以下の施策の推進に努める必要がある。

- ① 美観意識の啓発等にも資する地域の特性を考慮したモデル的地区での重点的な景観の向上。
- ② 公共的空間における景観形成への一層の配慮（電線類の地中化、緑化、良質な水辺環境の整備、建物のセットバックの誘導等の推進）。
- ③ 住区レベルの土地利用制度等の一層の活用による景観形成への誘導（美観地区、地区計画制度の活用及び建築協定、街づくり協定等による住民自らが行う街づくりの推進）。
- ④ 景観形成のための優れた屋外広告物の誘導。
- ⑤ 象徴的建造物等への夜間照明の推進等夜間における景観形成への配慮。
- ⑥ 公共デザイン（公共建築物、道路、橋梁、ストリートファニチャー等）の向上及び都市デザインに携わる人材の育成。
- ⑦ 地場産品の住宅、公共施設等への活用等による地域固有の景観の創造。
- ⑧ 優れた景観形成事例に対する顕彰制度の一層の推進。
- ⑨ 学校教育、市民教育等による景観形成への市民意識の啓発及び市民参加の促進。

（４）人間らしい生活空間の創出と回復

人間らしい良好な生活空間の創出と回復を図り、健全で恵み豊かな生活空間を国民の共有の資産として21世紀の世代へ引き継いでいくためには、その適切な整備と全体として調和のとれた維持・保全を進める必要がある。

このため、都市、農村を通じてその特性に応じた生活関連社会資本の整備を急ぎ、国民の生活環境に対する満足度を高める必要がある。また、自然災害等に対する安全性の確保に努めるとともに、生活排水、近隣騒音、交通公害等の各種都市・生活型公害の防止に加え、産業構造の高度化や産業立地の変化に伴う各種化学物質等による新たな汚染への徹底した配慮が必要である。さらに、自然生態系の持つ多様な機能を十分認識しその多様性と安定性の維持を前提としつつ、自然との触れ合いを求める国民のニーズの拡大に対応して、大都市圏の内湾、河川、湖沼における水辺等の身近な自

然との接触の回復及び森林等大自然との交流の拡大のための条件整備を推進する必要がある。

② 自由時間の充実

(1) 施策の基本方向

今後、労働時間短縮が積極的に推進されることにより、国民の自由時間は大幅に増大して、2000年には生涯時間の3割程度を占めることとなる。このような自由時間の拡大・充実は、国民生活にゆとりをもたらし、健康・体力の向上、知識・技能の向上、老後の生きがいづくり、家庭生活の充実、地域社会への貢献等各個人が生涯にわたりその能力や個性を発揮していく上で極めて大きな意義を持つものである。また、消費の拡大や勤労意欲の向上等を通じて活力ある経済社会の形成を図る上でも大きな意義を有している。

したがって、政府としては今後増大する自由時間に対応して労働、教育、住宅・都市整備、地域振興等各般の政策分野において、国民生活における自由時間の充実という視点を十分踏まえて施策を展開していくことが必要である。

(2) 自由時間の充実に向けての積極的な施策の展開

各個人が自由時間をできる限り有意義に活用できるよう次のような各種余暇対策を地域の特色をも踏まえ、積極的に検討、推進する必要がある。この際には、国民のニーズに配慮するとともに、国・地方公共団体を通じた施策の確立と民間活力の有効利用を図ることが必要である。

- ① 完全週休二日制の普及、年次有給休暇の計画的付与・取得等を進めるほか、(i) 「ブリッジホリデー制度」(休日と祝日の間にはさまった日に有給休暇の一斉付与を行うあるいは休日扱いにする制度)の導入、(ii) ふるさと休日(平日に地域単位の休日をもうける)の導入、(iii) 夏期連続休暇の普及促進及び冬期年末・年始休暇の拡大等四季折々にある程度まとめて休暇を取得する社会的慣行の確立を図る。さらに、労働時間の弾力化やボーナス休暇制度(長期勤続者に対する長期有給休暇の賦与)の導入等の労働時間短縮政策を進める。また、夏時間(サマータイム)制の導入による自由時間の有効活用を図る。
- ② 自由時間増大に対応した余暇環境の整備を行うため、(i) 教育・文化・スポーツ施設や都市公園等の日常的余暇施設の整備充実、(ii) 大規模リゾート地域の整

備、(iii) 自然とのふれあいの場を提供する余暇施設や田園住宅等の整備、(iv) 余暇施設の広域的かつ効率的利用にも配慮した交通体系の整備等を推進する。

- ③ 余暇活動充実のためのソフトな施策として、(i) 各種余暇活動の指導にあたる人材及び各種余暇施設の管理、運営にあたる人材養成と地位の確立、(ii) 団体・クラブ活動等の育成・援助、(iii) 余暇に関する情報を広域に提供する機構の整備等を進める。

さらに、国際親善の増進、外国文化に接する機会の拡充等のために、海外旅行者等の飛躍的增加を図るため、海外観光開発の促進、観光情報の充実、割引運賃の充実等各種施策を推進する。

③ 消費生活の充実

(1) 施策の基本方向

国民の消費生活は、この数十年の間に少なくとも物質的な面ではかなりの程度基礎的な欲求は充足されてきたとみてよいであろう。その上に立って、国民の生活ニーズは住生活や自由時間等の面で、よりゆとりのある生活を求めるようになっており、また価値観の変化や、生活面にも浸透してきた国際化の中で、より個性的で多様性に富んだ消費生活の在り方が求められるようになってきた。

今後、こうした傾向を助長していくことによって、時間的にも空間的にもこれまでとは異なる広がりをもった新たな消費生活の展開が期待される。それは、我が国が今後目指して行かなければならない内需主導型経済構造定着の不可欠の基盤となるものである。

もとより、消費生活の在り方は、優れて個人の自由な選択の問題であり、政府のなすべきことは、そのための条件整備にとどめるべきである。そのような観点から考えるとき、消費生活の充実のための当面の課題は、自由時間の増大に伴って生ずる新たな消費行動の展開を容易にするための基盤整備と、個性化・多様化するニーズに対応した規制緩和等の条件整備である。

(2) 実質所得の増加

消費生活充実のためには、経済発展の成果を賃金と労働時間の短縮に積極的に配分するとともに、円高メリットの一層の実現による実質所得の増加を図ることにより、ゆとりある生活の基盤を形成することが必要である。

(3) 自由時間の増大等に伴う消費生活の充実

所得水準の上昇に伴って、消費は、生命や生活の維持という生きる手段としての消費から、精神的なゆとりや生き甲斐の充足を求めるといった側面を強めてきている。特に、時間消費型消費（旅行、スポーツ、カルチャー教室等時間の有無が購入の意思決定に大きい影響力をもつような財・サービスの消費）に対する消費者の志向が高まってきており、その拡大のため、自由時間の増大と併せて以下のような基礎条件の整備が消費生活充実にとって重要な課題となっている。

(ア) リゾート施設等の整備

今後需要の拡大の見込まれるリゾート施設の整備については、長期滞在者の多様なニーズに対応したサービスを安価に提供できる形での長期滞在型リゾート施設の開発を推進する必要がある。このため、政府としては、民間事業者の能力に重点をおきつつ、関連公共施設の整備、財政金融上の措置、土地利用上の配慮等の促進措置を講ずる必要がある。

(イ) 施設利用の平準化

時間消費型消費関連サービス施設利用が休日に集中することから生じている施設の混雑と高料金を軽減するため、年次有給休暇の取得等を促進する必要がある。

(ウ) 移動のための費用の低廉化

時間消費型消費は、旅行、スポーツ等消費をするために移動を伴うものが多いことから、各種移動費用の低廉化が重要となる。このため、

- ① 各種運賃の認可に当たっては、生産性の一層の向上努力を促すものとするように配慮すること、
 - ② 各種割引運賃制度の導入、
- 等が必要である。

とりわけ、今後需要の高い伸びが見込まれる航空については、

- ③ 国内航空のダブル・トリプルトラック化を一層推進し、競争条件の整備を図るとともに、需要の季節変動や曜日変動に合わせた割引や空席利用の割引運賃の拡充等、輸送力の活用と利用者の需要の態様に応じた割引運賃の積極的導入を図ること、
 - ④ 国際航空運賃について、今後も一層の方向別格差是正措置を進めるとともに、個人向け割引運賃の充実を図ること、
- 等の措置が必要である。

(4) 多様化した消費者ニーズに対応した供給構造の変革

消費者ニーズの多様化・個性化が進展する中で、消費者ニーズの変化に対する供給側の的確な対応が、消費生活充実のための一層重要な要件となっている。

こうした供給側の的確な対応は、創造性に満ちた企業活動によって初めて可能となるものである。このため、安全性の確保や環境の保全等の社会的目的の達成をねらいとする社会的規制については、技術革新の進展等に対応してその合理化を図りつつ適正な運用を図る必要があるが、市場メカニズムに制限を加えることによって価格の安定等を図ろうとする経済的規制については、供給構造の変革を妨げることもないよう、極力緩和又は撤廃していくことが必要である。

消費者と生産者を結ぶ結節点である流通と物流は、供給構造を消費者ニーズに的確に対応したものへと変革していく上で大きな役割を担っており、今後、積極的な対応が期待されている。

(ア) 流 通

ニーズの多様化・個性化、時間節約意識の高まり等消費者志向が変化する一方、情報化の進展など、流通を取り巻く環境が大きく変化している。その中で、流通業の役割は、多様化・個性化する消費者ニーズという「情報」を的確に把握してこれを生産に結びつけ、商品選択に必要な「情報」を消費者に的確に提供することにより、満足のいく商品選択を可能にするという、「情報型産業」としての役割を強めてきている。

この結果、流通業は、消費生活の充実と迅速かつ円滑な経済構造の変化を進める上でのリーディングインダストリーとして位置づけられるべき産業となっている。

流通業がこうした役割を担っていくためには、創意と活力に満ちた事業活動の展開が不可欠であり、このため、各種規制について、その制度・運用の見直しが必要になっている。

a. 「大店法」による規制の見直し

リーディングインダストリーとしての役割を果たすことが期待されている流通業の一層の活性化を進める観点から、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（「大店法」）自体の是非についても検討すべき時期に来ていると考えられるが、当面「大規模小売店舗審議会」の活用など法の本来の趣旨に沿った方向へ向けて「大店法」の運用の適正化を図ることが必要である。また、消費者は時間に関しても、より多元的な購買機会を求めようになっていることから、閉店時刻の

弾力化を図っていくことが必要である。

売場面積300～500㎡程度の中型店舗に対する、地方自治体による出店規制は、これからの流通の革新を担う専門化、個性化した小売商の成長を制約することになるので、こうした規制についても見直しが必要である。

b. 免許・許可制の見直し

「酒税法」、「食糧管理法」等の法律は、場所的要件ないし需給調整上の要件を小売業又は卸売業の免許・許可の基準としている。

「酒税法」による酒類販売業免許制度については、酒類販売業の一層の活性化を促進する観点から、小売業界における業態の変化等に配慮しつつ、制度運営の透明性を増進し公平性をより一層確保する方向で、その運営の在り方を見直していく必要がある。

食糧管理制度については、多様化する消費者ニーズを的確に把握し、これに合致した商品を生産・流通させるという流通に求められている今日的な課題に十分にこたえていくために、その運営の弾力化を図るとともに、今後、基本的な制度の在り方の検討を急ぐ必要がある。

(イ) 物 流

物流業においても、従来の大量輸送システムにかわって、

- ① 多品種少量生産・流通に対応した、多品種少量適時高頻度輸送サービス
- ② 納品代行、流通加工等の輸送関連サービス
- ③ 宅配便、引越輸送等の消費者物流サービス

等の利用者ニーズに、情報システムの活用を図りつつ的確に対応していくことが求められている。

このため、基幹的輸送力であるトラック運送業については、その事業活動に関する規制のうち、輸送の安全性の確保や労働環境の保全等に係るものについては厳正な運用を図る必要があるが、事業区分をはじめ参入規制についてはその見直しを行う必要がある。

また、高度化、多様化する輸送ニーズや国際化の進展に対応するため、複合一貫輸送を促進する方向で規制の見直しを行う必要がある。

(5) 消費者の自立・事業者責任の強化

消費者ニーズの多様化・個性化に対応して各種規制の緩和が求められているが、国民の側における政府への調整・監督依存体質が規制緩和を進めにくくしている面もみられる。今後は、消費者の自立と事業者の自己責任という自由主義経済社会の基本原則の重要性を再確認し、消費者、事業者、政府の三者がそれぞれの責任を果たすことによって、消費者利益の増進を図っていく必要がある。

(ア) 消費者教育の拡充と情報提供の推進

消費の多様化の中で、契約や解約に関するトラブル等が増える傾向にあることから、消費者取引の適正化を推進する必要がある。しかしながら、こうした事業者規制の強化を進めるばかりでは、消費者保護を十分に図ることが難しい状況になってきており、消費者がニーズの多様化に見合った選択能力を向上させ、消費者の自立を図っていくことが不可欠となっている。

したがって、合理的な選択の基本となる判断能力を身につけるための消費者教育を拡充する必要がある。特に、学校における消費者教育については、社会の変化に対応する観点からその内容を充実させる必要がある。また、関係省庁、国民生活センター、消費生活センター等においては、消費者の合理的な選択の基礎となる情報の提供機能の強化を図っていく必要がある。

他方、消費者に対しては、自己の選択が究極的には需要構造・供給構造、ひいては経済構造を決定するという自覚のもとに、自主的かつ合理的な判断を行っていくことが求められている。

(イ) 事業者責任の強化

事業者責任として特に重要な安全性の確保及び被害救済についての自己責任の強化と、事業者の行動の自由の確保の両立を図るため、製造物責任制度を含めた総合的な消費者被害の防止・救済の在り方を検討していく必要がある。

(ウ) 個人情報保護

多様化、個性化する消費者ニーズに的確に対応した事業展開を進める上で、消費者個人個人に関する情報の価値が一層高まっている。このため、情報化が進展する中で、個人情報の適正な利用・収集が行われることにより、消費生活の充実が図られるよう、個人情報保護のための施策を検討していく必要がある。